

平成18年度
包括外部監査結果報告書

「県税の賦課徴収事務について」

平成19年3月13日

島根県包括外部監査人

福田龍太

第1章 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 監査の対象とした特定の事件

県税の賦課徴収事務について

3 対象部署

税務課及び県税を扱う県民センター

4 対象期間

平成17年度。ただし、必要に応じて過年度に遡及するとともに、平成18年度以降の見込みも参考にした。

5 選定の理由

現在、三位一体改革により、自主財源の確保すなわち、税源移譲による地方財政の拡充と課税自主権の強化が喫緊の課題である。この課題に取り組むうえで、地方税務行政が適法・公平に執行されていることが前提となる。したがって、県税の賦課徴収事務が適法かつ公平に行われているかどうかを検証することは重要な意味があることから、県税の賦課徴収事務を監査テーマとして選定した。

6 監査の着眼点（監査要点）

- (1) 賦課調定事務に関しては、法令等に準拠して行われているか、また、効率的に行われているか、更に、網羅的に行われているか。
- (2) 徴収（収納）事務に関しては、法令等に準拠して行われているか、また、効率的に行われているか、更に、徴収率向上のため適切な対応がとられているか。

7 監査手続

- (1) 県税に関する統計資料に基づき県税の税務機構、課税状況、収入実績等を把握し、過年度からの推移、県内の地域間の比較・分析を行った。
- (2) 課税に関する事務手続について、税目ごとにヒアリングを行い、課税の網羅性の確保と課税の適法性の確保、及びこれら事務の効率性の確保のための

方策を検証した。

(3) 徴収（収納）に関する事務手続について、滞納整理の事務別にヒアリングを行い、徴収率向上と徴収の公平性の確保のための効果的な方策がとられているかについて検証した。

(4) 上記（2）及び（3）について、税務課、各県民センター及び各地域事務所に往査を行って、質問・書類の閲覧、証憑突合を実施した。

8 監査の実施期間

平成18年4月～平成19年3月まで

9 監査の体制

監査委員との協議を経て、下記のことを補助者とした。

太田勇治（税理士）

岸田和俊（弁護士）

10 利害関係

監査の対象とした事件に関し、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 監査の結果及び意見の概要

1 総括事項

平成18年7月から平成19年1月まで、島根県総務部税務課、東部県民センター（本所）、隠岐税務グループ、雲南事務所、出雲事務所、西部県民センター（本所）、県央事務所、益田事務所を対象に、県税の賦課徴収事務全体について監査を行った。

2 組織

税の賦課徴収事務は、納税者に税を課するという課税事務（納税通知書の交付・申告書の受付等）と、納税者から税金を徴収するという納税事務（窓口収納・徴収事務等）に大きく分けられる。島根県では、平成18年4月、合理的かつ効率的に税の賦課徴収事務を行うため、県税の賦課徴収業務を取り扱う組織の再編を行った。

① 県税事務の執行体制について

総じて、島根県の税務職員の人数は少ないなかで、一人ひとりが業務をかなり手際よく行っている。しかしながら、小規模事務所は人数的に厳しく、窓口業務と出張業務の調整が難しかったり、現年分の事務処理に追われ滞納繰越分の徴収が追いつかなかったりと大変である。平成19年度からは、所得税から個人住民税への税源移譲が予定されているので、他の部署などから人数の増員をすることも検討すべきである。

② 県税事務のノウハウの継承について

島根県では、一般的に3年で人事異動があるため、ノウハウの蓄積が難しい。さらに、団塊の世代の大量退職も控えており、若手や中堅の研修を充実させると共に、団塊の世代の大量退職対策として、再雇用、定年延長を検討すべきである。

3 管理に関する事項

① 徴税吏員証・検税吏員証について

各税務職員が自分で徴税吏員証・検税吏員証を管理しているが、徴税吏員証・検税吏員証がきちんとあるかどうか確認することは、現在年度替りの時期（年度末）の年1回だけということである。徴税吏員証、検税吏員証がきちんとあるかどうかの確認を毎日、少なくとも毎月は行うべきである。

② 領収証書綴りについて

収入分任出納員領収証書綴り（本税分）、歳入歳出外現金領収証書綴り（差押分）に最初からナンバリングがないといけないのに、これが無いため、領収証書のナンバー（番号）が重複していた。また、担当者のかばんに領収証書綴りが入ったままになっているケースがあった。現時点で不正はないが、このようなことは、不正につながるおそれがあるため、改善する必要がある。

4 研修

島根県においては、税務の職場研修、派遣研修及び集合研修を実施している。

① 研修プログラムについて

研修プログラムは適切なものが用意されており、また運用も適切であるといえる。

② 研修の意義について

地方分権の時代にあって、自主財源である地方税収入の確保が極めて重要な課題となっており、税務職員には地方税制度やその運用についての専門的知識の習得と、公平な税務行政を推進していくことが求められている。そのためにも、研修は必要不可欠なので、今後も研修は定期的に必要に応じて行う必要がある。

現在、税務オンラインシステムにより、業務がある程度標準化されているが、税務オンラインシステムに頼りすぎると、税の課税・徴収手続の根拠となる法令等を見落としがちになるおそれがあるため、研修において法令を再認識することは有益である。

③ 税務職員の配置について

税務には税の知識のみならず、企業会計の知識や法律までが要求される。しかしながら、税務職員のすべてを専門家とするのは現実的でない。要所にキャリア10年以上の専門的な職員を置くのが現実的である。

5 新税導入

島根県は、平成17年に、法定外税として産業廃棄物減量税と水と緑の森づくり税を新設した。

① 新税導入プロセスについて

新税は、島根県税制検討会や島根県地域環境税制懇話会において十分検討された結果、導入されたといえる。

② 新税導入の大前提について

地域の問題を住民が負担して解決するという新税の導入は、地方分権や地方の自立という観点からは評価できるが、徹底した歳出削減が大前提となる。新税は特定の政策課題を前進させる原動力にはなるが、本来の意味での財政再建には一層の歳出削減努力が不可欠である。

6 個人県民税

毎年1月1日現在で県内に住所のある個人には、均等割と所得割が課税される。

① 相互併任制度について

個人住民税は、市町村民税と個人県民税をあわせた額を市町村が賦課徴収するため、市町村の賦課徴収事務の良し悪しが県民税の徴収率の良し悪しにつながる。個人県民税の徴収率を向上させるためには、市町村と連携を深める必要があり、平成18年度からは「相互併任制度」を実施している。この制度により、市町村の徴税吏員の徴税スキルが向上し、個人市町村民税及び個人県民税の徴収率が向上することを期待したい。

7 個人事業税

個人事業税は、個人の行う事業に対して、前年中の事業の所得を課税標準とし、事務所又は事業所所在の都道府県において課する都道府県税である。

事業の種類は、地方税法及びこれに基づく政令により限定列挙されている。

本県における県税に占める個人事業税の割合は、平成17年度は1.3%で、現年分調定額は771,285千円であった。また、調定額の推移をみると、平成13年以降右肩下がりの状態が続いていたが、平成17年度においては微増している。

① 申告書の転写作業の効率化について

個人事業税の賦課決定において行われる税務署における資料収集については、今後、電子申告の普及が徴税コストを抑える切り札になると予想される。県としても電子申告の普及を訴え情報収集コストを押さえると共に、普及までの暫定的な手法として、税務署における申告データを「イメージファイリング」として提供してもらうことを税務署側へ働きかけていただ

きたい。なお、やむを得ず現行通りの複写を行わざるを得ない場合には、効率的な作業手順と臨時職員対応によるコスト削減も検討されたい。

② 賦課事務について

東部県民センターで書類を査閲したところ、「国税データ明細票」において、「賦課」又は「失格」の判断を行った担当者の押印が無く、責任の所在が不明なままとなっており、また、判定となる数値が蛍光ペンで書かれており読解に困難な記載となっていたので、事務の経緯について明瞭に記載されると共に、責任の所在を明らかにする意味でも処理者・承認者の捺印を明細票に留めるように改められたい。

③ 賦課決定のための報告書について

個人事業税の賦課決定にあたり、不動産貸付業など税務申告データのみで賦課すべきか否か不明な場合、照会の文書で確認されているが、書式を東西県民センターで共通にすべきである。また、文書返送が無い場合の対応について、納税者とトラブルにならないように、対応の履歴等を明瞭に記録しておくことが必要である。

④ 無申告者に対する捕捉について

所得税において確定申告が不要な納税者でも、個人事業税では課税対象となることもあり、過去の所得状況や広報活動により無申告者の捕捉に努めるべきである。

⑤ 業種の認定について

個人事業税が限定列挙された事業に限って賦課される税目であることから、特に業種の判定は慎重にならざるを得ないところである。サンプリングによる書類の査閲を行ったところ、判定が困難な事案が多くあり、また、事業種類の認定誤りもあった。少なくとも同じような業種・業態において東西県民センターでその取扱いが異なることだけは避けなければならず、その為にも税務課において各県民センターからの問い合わせがあったものについてケーススタディによるデータベース化により、県下統一的な判断ができるようにしておくべきである。なお、業種限定列挙に対する課税に関しては問題があると思われ、「課税の公平」の見地から、また賦課決定作業の簡略化のためにも他の自治体とも協議しながら、地方税法改正に向けて関係官庁に対して働きかけていただきたい。

⑥ 個人事業税の分割事業者について

個人事業者で他府県に事務所等を有する個人事業者、特に県外の個人事業者が本県内に事務所等を設置した場合においては、当県への税収に繋がるため、担当部署におかれては、普段から求人情報等での情報収集を徹底されたい。

⑦ 納期の見直しについて

個人事業税の納期は、原則 8 月及び11月中とされ、本県においてもこれが適用されている。しかしながら、第 2 期の11月は所得税の予定納税（2 回目）と重なり、納税者にとっては特定月に資金需要が集中することから、第 2 期の納期を10月に繰り上げることも徴税率を上げるための手法として考えられ、納税者の利便性を考慮しながら適切に対処されたい。

⑧ 口座振替の推奨について

平成17年度における個人事業税の口座振替による納付は、件数割合で 25.2%、税額割合で31.2%である。期限内納付率が向上することは、県の適正な財政運営に寄与することとなるだけでなく、本来徴税担当者が対応すべき滞納者へのアプローチが増すことにつながることも有益であり、今後口座振替制度のPRを積極的に行っていただきたい。

8 法人県民税・法人事業税

法人県民税は、道府県内に事務所又は事業所を有する法人等が、居住地域の行う行政サービスに対するコストを負担しあう性質を持った税であり、資本金等の額に応じて負担する均等割と所得に応じて負担する法人税割から構成されている。なお、平成17年 4 月 1 日より開始する事業年度より、均等割額の 5 % 相当額を「水と緑の森づくり税」として、均等割額に併せて申告・納付することとなっている。

また、法人事業税は、法人の行う事業に対し、事務所又は事業所所在の都道府県が、その事業を行う法人に対して課する都道府県税である。平成15年度税制改正により、「外形標準課税制度」が導入され、平成16年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から、資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人に対しては、所得割・付加価値割・資本割によって課税されることとなった。

県税に占める法人県民税・法人事業税の割合は、平成17年度でそれぞれ5.2%、27.3%であり、合わせると県税全体の約1/3を占める重要な税目である。

現年分調定額は法人県民税が3,140,154千円、法人事業税が16,382,830千円であった。また、調定額の推移をみると、平成13年以降右肩下がりの状態が続いて

いたが、平成17年度において改善の兆しが見え始めている。

① 申告納付に関する事務手続きについて

法人二税で閲覧した申告書全てにおいて、記載内容の点検を赤ペンでチェックし確認した形跡があるものの、処理者の押印又は署名が無く、誰が担当したのかわからない点が気になった。事後で何か問題が発生した場合を想定すれば、責任の所在は明確にしておくべきで、税務課の主導により、県下両県民センターの統一的な処理手順として確立され、改められるようにされたい。

② 不申告法人、休業・清算中の法人に対する申告及び決定について

法人県民税の不申告法人について、税務署・市町村等と連携しながら、実態調査の強化、申告意欲を積極的に行っていただきたいし、実質的に事業活動の実態がなく、清算処理も資金面その他の事情により出来ていない法人については、実態を調査した上で該当企業には速やかに休業の認定を行う等、課税事務の円滑な運営を図られたい。また、法人税額のある無申告法人に対する決定処分については、県税の早期徴収のためにも、均等割額のみを単独で決定処分ができるよう、他の自治体とも協議の上、関連官庁への働きかけを行っていただきたい。

③ 都道府県知事の調査による更正及び決定について

都道府県知事には、自主決定法人に対する調査により更正及び決定を下す権限が与えられているが、十分調査されているとは言い難く、該当企業へは毎年とは言わないまでも、予定を組んだ上での計画的な臨場検証を行うよう改められたい。

④ 外形標準課税により申告をしている法人についての適法性

外形標準課税の対象となる法人数は、平成16年の制度導入後、意図的と捉えられる減資により適用対象から外れた法人が急増し、県内本店法人・県外本店法人共に減少していることが窺える。これらの法人についても調査による更正及び決定が可能であり、実施計画に沿って、早期に計画的な臨場検証が行われることを期待すると共に、検証の結果誤りがあった場合には、該当事例を東西県民センター間での共有情報として活用し、今後の調査に役立てて欲しい。

⑤ 法人県民税均等割の課税免除について

本県における法人県民税均等割の課税免除措置については、2つの条例によって規定されているが、査閲の結果、NPO条例第2条による課税免除について、適用要件として規定された書類が添付して無いにもかかわらず免除を適用した法人があったので、この部分について改善を図られたい。

⑥ 特例条例に基づく県税の課税免除・不均一課税の適用について

特例条例に基づく県税（法人事業税）の課税免除・不均一課税については、適切に処理がなされていた。本制度は製造業等の生産設備の新設・増設による雇用の拡大等を狙った優遇措置であるが、課税免除等の申請期限は決められており、過ぎると事後での申請及び宥恕規定による救済はできないことから、免除・軽減の対象と思われる企業には当制度を積極的にPRし、投資と雇用の促進に役立たせることが必要であると思われる。

⑦ 医療法人等に関する所得計算の特例について

医療法人については、社会保険診療等に係る非課税規定があることから、所得の内訳を詳細に知る必要がある。添付書類の内、「医療法人等に係る所得区分計算書」を今年度変更され、収入の内訳を詳細に記述するための添付資料が3部追加されている。しかし、作成代理をする税理士の中には、新設された3枚の様式が計算ソフトに対応しておらず、結果として計算できない、又は相当時間をかけて集計しなければわからないといった問題が予想されることから、今後の提出状況をみながら適切に対応していただきたい。

⑧ 法人県民税利子割の還付手続きについて

「法人県民税利子割額」の還付については、現在、法律に則り非効率な処理を行わざるを得ない状況となっている。平成19年4月1日改正により、均等割額との相殺納付が可能となることから、改正法施行前から適切な広報活動をされることにより、還付件数の減少による事務の効率化に努めていただきたい。併せて、法人二税の領収済通知書（納付書）にも工夫され、法人税均等割額等との相殺納付をイメージできるように改められたい。

9 不動産取得税

不動産取得税は、不動産の取得に対し、不動産を取得した時における不動産の価格を課税標準として、その不動産の取得者に課される都道府県税である。

① 不動産取得申告書の処理について

不動産取得申告書は、正確に処理されており、また、減額・減免の決裁については複数の者の承認がきちんとあった。

② 市町村への業務移管（150㎡以下の非木造家屋）について

非木造家屋については、平成17年度までは、県民センターの課税グループが評価を行っていたため、遠方の市町村にある非木造家屋の評価については時間的・経済的に不合理であった。平成18年度からは、150㎡以下の非木造家屋については、市町村が不動産評価を行えるように業務を移管することとしている。このことは、好評価でき、この評価業務の移管が、できるだけ速やかになされることを期待したい。

③ 広報の充実について

新たに不動産を取得しようとする人が、不動産取得税に関する知識の不足から滞納者とならないように、不動産取得税についての広報を充実させるとともに、不動産業界、建築業界、金融機関など不動産の取得に関連する業界と連携するなど、不動産取得税への理解を深めてもらう方策を検討するべきである。

10 自動車税

自動車税は、自動車の所有者に対し、その主たる定置場所在の都道府県が課する都道府県税である。

① 単純な事務作業の外部委託について

納税通知書に関しては、発送後3日間は、住所変更など単純な事務作業に係る電話が多いことから、その期間を臨時職員や外部委託等で対応することも考えるべきである。

なお、納税通知の準備（印刷・封入作業等）は単純な作業ではあるが、事務負担は多大であることから、費用面・情報漏えいに注意したうえで、外部委託を一考すべきである。

② 督促作業の外部委託について

未納者に対する督促作業について、外部委託の検討をされたい。国民年金の徴収に関して成果を上げた事例もあることから、自動車税の督促についても外部委託を検討することを期待したい。

③ 期限後納付への対応について

自動車税については、意図したと思われる期限後納付が多い。現在、延滞金は、1,000円未満は賦課されていないが、期限内に納付する者との課税公平のためにも、その額を引き下げること考えられる。また、県税における督促手数料を徴収できるよう、県条例の改定を提案する。

④ 輪留めの活用について

滞納者に関しては、平成18年度各事務所に導入された輪留めを積極的に活用すべきである。

⑤ 徴収の連携について

税金を税金以外の公共料金とあわせて徴収すれば、徴収コストを削減でき、また、徴収率を向上できると考えられる。公共料金（社会保険料、水道料）や市税徴収と連携すべきである。

⑥ 滞納状況について

滞納状況の情報公開も検討すべきである。

⑦ 関係機関への働きかけについて

制度上の課題として、使用者の車を差し押さえること（国に東京都が要望）や車検時徴収（自動車重量税と同じ）が実現するように、関係機関に働きかけていただきたい。

⑧ 身障者減免について

身障者減免について、各事務所で対応可能なようにチェックリストが作成されているが、適用誤りが無いように特にフォローされたい。継続適用については、ハガキによる返信に頼っているが、不正減免を防止するために、何台かは抜き取りで現況調査をすべきである。

⑨ 住所移転時について

住所移転時には、自動車税まで考えて、住民票（転出）の受付時に自動

車税関係の書類を渡すように市町村に依頼されたい。また、しまね電子申請サービスによる変更や電話での変更が可能である旨のアナウンスを行うべきである。

⑩ 租税教育・租税広報の充実について

徴収率向上のための租税教育、租税広報を充実し、納税意識の高揚を図るべきである。県民一人あたりの予算のPRを行い、税金が行政サービスの財源になっていることを啓発したり、口座振替制度の促進をPRするなど情報提供に努めるべきである。

11 軽油引取税

軽油引取税は、都道府県及び指定市が、道路に関する費用に充てるため、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（購入）等に対して、当該軽油の数量に応じて課税されるものである。

① 他県との連携について

特約業者、元売業者の活動は、県内にとどまらず、県外に及ぶこともあるので、他県と連携し、課税の適正化、公平化を図るべきである。

12 ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の都道府県が、ゴルフ場の利用に対し、利用の日ごとに定額によって、その利用者に課する都道府県税である。

① ゴルフ場利用税納入報告書について

島根県内の全11箇所ゴルフ場のうち、3箇所につき、ゴルフ場利用税納入報告書を閲覧し、台帳と突合したところ、正確に処理されていた。

② ゴルフ場利用税調定について

ゴルフ場利用税調定については、複数の査閲がなされており、正確に処理されていた。

13 道府県たばこ税

県たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者が、製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合、当該売り渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の都道府県において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課せられる。

- ① 県たばこ税申告書の処理について
県たばこ税調定調書、県たばこ税申告書を閲覧したところ、県たばこ税の賦課徴収事務は正確に処理されていた。
- ② 手持ち品課税実態確認報告書について
たばこ税の手持ち品課税実態確認報告書を閲覧したところ、たばこ税の手持ち品課税事務は正確に処理されていた。
- ③ 実施調査について
県たばこ税については、各県とも実施調査は行っていないとのことであるが、申告内容が正しいかどうかを確かめるための調査を行うべきである。
- ④ 他県との連携について
たばこ卸売販売業者等の活動は、県内だけでなく県外にも及ぶことがあるので、他県と連携し、課税の適正化、公平化を図るべきである。

14 核燃料税

核燃料税は、島根県が独自に課税している法定外普通税で、発電用原子炉に挿入された核燃料に対して課税される。

- ① 事務処理について
核燃料税については収入未済額はなく、また賦課徴収事務の手続は明瞭かつ簡易であり、誤謬の余地は見受けられない。適正に処理されているといえる。

15 産業廃棄物減量税

産業廃棄物減量税は、産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量により環境への負荷低減を目指した施策に要する費用に充てるための法定外目的税である。

- ① 事務処理について
産業廃棄物減量税の賦課徴収事務は正確に処理されている。
- ② 実地調査について
産業廃棄物減量税は、平成17年4月1日から施行されており、本税が導入されてまもないため、制度の定着を図るための指導を兼ねた実地調査は

行われているが、本格的な調査は今後計画的に行われるということである。

産業廃棄物減量税は新税であるから、研修等により、本税を十分に理解したうえで、実地の税務調査の際、産業廃棄物の種類と容量を適切にチェックし、正しい申告が行われているかどうか、十分に確認することが必要である。

16 水と緑の森づくり税

水と緑の森づくり税は、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組むことを目的に平成17年4月1日に導入された。

① 事務処理について

法人県民税の申告書を閲覧したところ、水と緑の森づくり税は正しく賦課されている。

17 徴収事務関係

地方公共団体が納税者に対して確定した納税義務の履行を求めることを税の徴収という。

納税者が税を滞納した場合、地方公共団体は滞納処分という強制処分をすることができる。

税を滞納処分によっても徴収できない場合や消滅時効が完成した場合は、欠損処分をする。

① 自動車税の督促状について

島根県においては自動車税の督促状の発送が法の定める期間内（納期限後20日以内）に行われていないが、このことは、法には違反しているものの、納期限後の納付状況や費用対策効果を考えると許されざる重大な違法とまではいえない。

② 自動車税の納期内納付促進活動について

島根県は、平成16年度から、自動車税の納期内納付の促進のため、納付窓口の延長等を実施している。自動車税の期限内納付を促進するものとして、好評価できる。

③ マルチペイメントシステムについて

島根県は、平成20年度からは、ATM やコンビニエンスストアにおいて自動車税の納付ができるシステム（以下、「マルチペイメントシステム」という）の導入を検討している。マルチペイメントシステムは納税者にとって

便利なシステムであるが、過年度分の納付のこと等を考えると土日の窓口開設や最終5月31日の窓口延長は、従来どおり行うべきである。

④ 臨戸・納税折衝について

徴税吏員が、滞納者の自宅を臨戸し納税折衝を行うことは、搜索の準備、滞納者の納税意識を喚起する点で意味があるので、従来と同程度行うべきである。

⑤ 滞納の原因・その解消について

滞納の原因は、低所得による生活困窮が多いとのことであり、中には多重債務を担えている者もあるとのことである。多重債務は、法的な手続によって解消できる場合がある。納税者の多重債務の解消のために、弁護士会等と連携することも有効である。

⑥ 預貯金の差押について

預貯金の差押は、簡易・迅速に行うことができる。今後も滞納者の預貯金の差押を、積極的に行っていくべきである。

⑦ 滞納処分（差押）の県内の状況について

滞納処分（差押）の状況を見ると、鳥根県の各地域によってばらつきがある。納税者間の公平のため、できる限り鳥根県全体で統一的な方針をもって、差押を行うことが望ましい。

⑧ 自動車の差押について

自動車の差押につき、現行の道路運送車両法の解釈では、ローン完済後も自動車登録上信販会社の所有権留保となっている自動車を、買主（滞納者）の所有であるとして差し押さえることはできない。今後、立法によって問題が解消されることを期待したい。

⑨ 搜索について

滞納者の生活状況等を見たうえで財産を所持していると思われる場合は、積極的に財産の搜索を行い、財産の発見に努めるべきである。

⑩ インターネット公売について

従来の公売では売却困難と思われる動産についても、インターネット公売であれば、より高額で売却できる可能性がある。今後は、鳥根県におい

ても、インターネット公売を積極的に利用すべきである。

⑪ 執行停止に伴う即時消滅について

最近になって滞納処分の執行停止の場合で、徴収することができないことが明らかな場合であるとして、職権で欠損処分されている事例（執行停止に伴う即時消滅）が増えてきている。

執行停止に伴う即時消滅は、その言葉のとおり、直ちに納付義務を消滅させるものであるから、慎重に検討されたい。

⑫ 執行停止の取消について

島根県は、過去の滞納処分の執行停止の取消の件数について把握していない。執行停止の要件が消滅した場合は、納税者間の公平の観点からは、執行停止を取り消すべきである。については滞納処分の執行停止をした滞納者については、定期的に財産調査を行うべきである。

⑬ 特別滞納整理スタッフについて

島根県は、平成17年度から、滞納額が高額で滞納処分が困難な事案等について集中的に取り組む特別滞納整理スタッフを配置している。特別滞納整理スタッフは、事務の効率化と徴収率の向上に貢献している。

⑭ 特例滞納整理について

島根県は、平成17年から、個人住民税の高額滞納事案を市町村から引き継いで徴収する特例滞納整理を実施している。この特例滞納整理により、平成17年度は、13件、総額10,658,000円の徴収を行なうなど実績を挙げた。この制度の有効な活用を望む。

18 税務電算システム等について

島根県は、コンピューターにより全税目の課税・収納・決算に関する業務を一括管理する税務総合オンラインシステム（税務電算システム）を開発し、運用している。

また、現在、法人県民税と法人事業税が、電子申告（eLTAX、地方税ポータルシステム）の対象となっている。

① 税務電算システムのセキュリティーについて

税務電算システムは、二重にIDパスワードによる制限がなされているなどセキュリティーに配慮してある。

② 税務電算システムの将来について

島根県は、税務電算システムを、マルチペイメントシステム、OSS（自動車保有関連手続のワンストップサービス）及び電子申告システムなどと連携できるようなシステムに改良する作業を行っているところであり、こうしたシステムとの連携を押し進めることで、賦課徴収事務のさらなる効率化及び徴収率の向上を期待したい。

③ 電子申告システムについて

電子申告システムについて、利用者が少ないという問題がある。島根県においては、税理士に対し、eLTAXの積極的な利用を呼びかけるなどといった活動を行うべきである。